

## 平成 26 年度税制改正

平成 26 年度は、秋と年末に 2 つの税制改正大綱が発表されました。秋の「民間投資活性化等のための税制改正大綱」は、アベノミクスの成長戦略の一環として発表されたもので、研究開発税制の拡充をはじめ大企業に配慮した内容になっています。

以下、税制改正の概要をまとめました。税額控除等の適用には、経済産業省の確認を受けるなど事前に準備が必要なものもあります。詳細については、会計担当者にご相談下さい。

### 1. 平成 26 年度税制改正の概要

#### (1) 法人税関係

##### ① 復興特別法人税の 1 年間前倒し廃止

平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度までとなり、復興特別法人税は 2 年間で廃止となりました。一方、所得税には、25 年間復興特別税が加算されます。

##### ② 交際費課税の緩和

今まで全額が経費とならなかった大企業について、飲食費の 50%を経費とできるようになりました。中小企業（資本金 1 億円以下）については、平成 25 年度改正で、平成 26 年 3 月決算より 800 万円までは全額が経費とされていますので、どちらか有利な方を選択することになります（通常は 800 万円が有利です）。

##### ③ 生産性向上設備促進税制の創設

産業競争力強化法の施行日（※）から平成 29 年 3 月 31 日までの間に取得等をした同法に規定する一定の生産設備等について、下記の制度が創設されました。

	～平成 28 年 3 月 31 日	～平成 29 年 3 月 31 日
機械装置など	即時償却又は 5%税額控除	50%特別償却又は 4%税額控除
建物、構築物	即時償却又は 3%税額控除	25%特別償却又は 2%税額控除

（※）施行日は平成 26 年 1 月 20 日

##### ④ 所得拡大促進税制の拡充

雇用者給与等が増加した場合の税額控除の適用を受けるための要件（給与の増加割合）が、現行の「5%以上」から下記のように緩和されました。

平成 27 年 4 月 1 日前に開始する事業年度	2%以上
平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに開始する事業年度	3%以上
平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに開始する事業年度	5%以上

#### (2) 所得税関係

##### ① 給与所得控除の見直し

	現行	平成 28 年分	平成 29 年分以後
上限額が適用される給与収入	1,500 万円	1,200 万円	1,000 万円

給与所得控除 の上限額	245 万円	230 万円	220 万円
----------------	--------	--------	--------

② N I S A の利便性向上

	現行制度	改正後
口座の変更	開設後 4 年間は変更不可	毎年変更可能(※)
口座の再開設	一旦廃止した場合には、 再開設は不可	再開設が可能(※)

(※) その年に既に上場株式等を N I S A 口座に受け入れていた場合は、翌年以降

③ ゴルフ会員権の譲渡損の損益通算禁止

平成 26 年 4 月 1 日以後は、ゴルフ会員権の譲渡により生じた損失を、給与所得等と相殺することができなくなりました。

(3) その他

① 消費税の改正

簡易課税制度のみなし仕入率が下記の通り変更されました。該当する業種では納税額が増加しますので、注意が必要です。

- ・金融業及び保険業 60%→50% ・不動産業 50%→40%

② 自動車関連税制

自動車取得税の税率引き下げ（消費税 10%時点で廃止）やエコカー減税の拡充が行われる一方で、軽自動車や経年車（13 年超）に対する課税が強化されました。

※ 税額表（抜粋）

- ・自動車重量税

	～13 年	13 年超	18 年超
自家用乗用車	4,100 円	5,700 円	6,300 円

- ・軽自動車税

			現行	改正後	
				13 年以下	13 年超(注)
四輪	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
二輪	原付	50cc 以下	1,000 円	2,000 円	
	小型二輪	250cc 超	4,000 円	6,000 円	

(注)平成 28 年時点で

2. 平成 26 年以降に適用される過去の税制改正

平成 26 年 4 月 1 日以後、5 万円未満（現行：3 万円未満）の領収書には印紙の貼付が不要になりました。

3. 今後の税制改正の動き

現在、政府の税制調査会では、法人税率の引下げが検討されています。一方で、その財源確保のために、繰越欠損金の控除制限、減価償却制度の見直し、中小企業経営者やその

家族の給与所得控除の縮小等が検討されています。また、平成 27 年 10 月には、消費税率の 10%への引き上げも予定されています。中小企業には負担増となる項目もありますので、今後の動きに注意が必要です。